情報通信審議会 情報通信政策部会

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会(第10回)議事録

- 1 日 時 平成20年11月25日 (火) 16:00~18:30
- 2 場 所 講堂(総務省地下2階)
- 3 出席者
- (1) 委員(敬称略)

長谷部 恭男(主査)、伊東 晋、根岸 哲、村上 輝康、安藤 真、木村 忠正、國領 二郎、菅谷 実、長田 三紀、中村 伊知哉、舟田 正之、山本 隆司

(2) 総務省

鈴木総務審議官、小笠原情報通信国際戦略局長、桜井総合通信基盤局長、戸塚政策統括官、 田中官房総括審議官、河内官房総括審議官、久保田官房審議官、阪本官房審議官、 武内電気通信事業部長、吉田電波部長、吉田放送政策課長、谷脇情報通信政策課長、 秋本融合戦略企画官

- 4 議題、調査・検討の内容等
- (1) 開会

【長谷部主査】 定刻になりましたので、ただいまから情報通信審議会情報通信政策部会「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会(第10回)」を開催させていただきます。

本日は、皆様ご多用のところご出席くださいまして、どうもありがとうございます。本日、村井主査代理、清原委員、大谷委員、岡田委員、濱田委員、藤沢委員は、所用のためご欠席とのご連絡を受けております。また、山本委員が少し遅れていらっしゃいます。そのほかにも少々遅れていらっしゃる委員の方もいらっしゃるようでございます。

本日は、「コンテンツ規律及び法体系全般に関する関係事業者等からのヒアリング」を議題とさせていただきます。本日のヒアリングですが、社団法人全国消費生活相談員協会、社団法人日本民間放送連盟、社団法人日本ケーブルテレビ連盟、社団法人衛星放送協会、日本放送協会、株式会社インフォシティ、そして在日米国商工会議所の方々にお越しいただいております。

それでは、早速、議事の進行に入らせていただきます。まず、事務局から本日の資料の確認を お願いいたします。

【秋本融合戦略企画官】 それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。議事次第1枚もののあと、前回の委員会の議事概要、これが資料1でございます。それから、全国消費生活相談員協会様からパンフレットを2点ご提供いただいております。そして、全国消費生活相談員協会様からの資料、これが資料2でございまして、8ページまでございます。続きまして、資料3、社団法人日本民間放送連盟様からの資料、こちらが3ページまでございます。資料4といた

しまして、社団法人日本ケーブルテレビ連盟様からの資料、こちらが5ページまでございます。 資料5といたしまして、社団法人衛星放送協会様の資料、こちらが6ページまでございます。資 料6は、日本放送協会様の資料、こちらが3ページまでございます。資料7は、株式会社インフ オシティの岩浪様からの資料、こちらが3ページまでございます。それから、資料8といたしま して、在日米国商工会議所様からの資料、こちらが両面で4枚ございます。そして、参考資料1 といたしまして、検討アジェンダ(案)、参考資料2といたしまして、中間論点整理、以上をお手 元に配付させていただいているかと思います。過不足等ございましたら事務局までお申しつけく ださい。

(2) コンテンツ規律及び法体系全般に関する関係事業者等からのヒアリング

【長谷部主査】 ありがとうございました。過不足等ございませんでしょうか。

それでは、ヒアリングに入らせていただきます。まず、このヒアリングの進め方ですが、初め に説明をいただく方から10分程度、資料に基づいてご意見を伺います。その後、説明者と委員 の皆様とで10分程度意見交換を行いたいと思います。

それから、配付資料と議事録は後日公表する予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日最初にご説明をお願いしております方をご紹介いたします。社団法人全国消費 生活相談員協会 I T研究会代表の石田幸枝様でございます。よろしくお願い申し上げます。

ア 社団法人全国消費生活相談員協会

【石田IT研究会代表】 ご紹介いただきました全国消費生活相談員協会の石田と申します。 よろしくお願いいたします。

私どもの協会は全国に7支部からなる協会で、会員の大半は各市区町村の消費生活相談の窓口で相談を承っております相談員の協会です。本日はその相談の中から、相談員の立場からお話をさせていただきますが、内容といたしましては、総務省の電気通信サービス利用者懇談会という別の会の中で、他の消費者団体の方とともに発言させていただいた内容となっております。

お時間がありませんので、早速進めさせていただきます。私の用意しました資料を順次開けな がらお話をさせていただきます。

2ページ目に、「「電気通信サービス利用者懇談会」から」ということで、相談から見た通信サービスの問題点を、相談の現場からの問題点を4つに分けましてご説明させていただきます。

1 が安心して利用できる通信サービスの環境整備が必要ということなのですけれども、問題点とともに要望もそのまま載せてあります。

消費生活センターに寄せられる相談で、皆様よくご存じかと思うのですけれども、ワンクリック詐欺があります。携帯電話とかパソコンで出会い系サイトとかアダルトサイトを開いたときに突然請求されるといったようなものですけれども、消費生活センターに寄せられる相談では、最初は成人が多かったのですが、だんだん大学生であったり高校生であったり中学生、中には小学生からも相談が寄せられるようになってまいりました。子供たちは占いのサイトとか懸賞サイトに登録すると、どっと出会い系サイトからそういったメールが送られてきて、自分は間違えまし

たというメールを送ったり電話をかけたりしますと、いろいろ聞かれて個人情報をすべてしゃべってしまうといったようなことが起きております。現在、子供たちが使う、18歳未満が使う携帯電話につきましては、フィルタリングが原則かけられるようになりましたけれども、私どもが聞きましたところ、このフィルタリングについては技術的にはかなり前から可能であったということを聞いております。電気通信サービスの規制が事前規制から事後規制になっておりますので、そういうことであればトラブルが起きたときに早期にそういう問題を解決できると、対策がとれるという方法が必要ではないかと考えました。

次が、電気通信サービスにも民事効のついた法律が必要ということなのですけれども、消費生活センターの相談では、電気通信サービスについても様々な勧誘があります。高齢者への販売ですと、まず電話代が安くなるということで電話がかかってきて、高齢者がいろいろ契約してしまってセンターに相談が入るということがあります。ちょっと前ですとIP電話の勧誘のときにも、やはり電話代が安くなりますよということで、はいはいと言っていると、IP電話のモデムや何かが送られてきて、ただ、それが何のことか全然わからないのでほうっておくと。そうすると請求書が来て、そのときにセンターに相談になります。

その次にやはり電話代が安くなるということでまた電話がかかってくる。今度は何かというと直収電話、電話会社を変える契約ですね。電話会社は昔は1社でしたけれども、現在はそうではありませんので、そういう電話勧誘でも電話代が安くなるというところから始まりますので、はいはいと契約をしてしまうと。後で何か月間かして請求書が送られてきたときに、電話会社が変わったということが初めてわかると。現在では、インターネットの契約等で電話勧誘があったりするのですけれども、そういう場合でも何だかわからないけれども、はいはいと答えて、実際モデムや何かが高齢者宅に送られてきて、ご家族が何だかわからないものが送られてきているのだけれども一体何だろうかといったようなことでご相談が入るということがあります。

また、高齢者でなくても、インターネットの契約ですと、在宅の家族が訪問を受けて契約したりとか、やはり電話勧誘で契約する。代理店からの勧誘が結構多いのですけれども、そういったような場合に契約することで了解すると。だけど、実際に使う家族が帰ってきてから、いや、そこの会社ではなくこういう方法がいいのではないか、ああいう方法がいいのではないかということで解約しようということになった場合に、代理店になかなか連絡がつかないとか、電話だけだとすると実際にどこと契約しているのかがわからない。何とかしなくてはいけないということで、本社に電話をしても何だかよくわからないといったご相談が入ってきています。販売方法が電話勧誘であったり訪問販売であったりします。

もう一つ、ここにキャッチセールスが書いてありますけれども、どういうものがあるかといいますと、古くはIP電話とインターネットとモデムがセットで無料ですというのを街頭でやっておりました。また、その後にはくじをひいて、衛星音楽配信なのですけれども、そういう音楽放送のくじをひいて当たったということで契約をしますが、解約しようすると解約料がかかったりとか、今またくじをひいて当たったということで、インターネットでいつでもビデオが見放題といった契約をするという場合もあります。

これらの販売方法につきましては、特定商取引法という法律があるのですけれども、それは訪問販売ですとか電話勧誘販売で契約したとか、キャッチセールスとか呼び出されて契約した、そ

ういった場合に、契約書面を受け取ってから8日間であれば契約を無条件で解除できるクーリングオフというのがあります。でも、この電気通信サービスに関しましては、特定商取引法という法律の適用の除外になっているということがありまして、この法律が使えません。販売方法がそうであったとしても使えないということになって、消費生活センターでは、個別にこの件については、あの件についてということで相談の解決を図っているという状況があります。

そのほかに、携帯電話のトラブルについて書きましたが、実際、利用者懇談会では携帯電話はかなりの問題を抱えているということで、独立して他の団体でお話になりました。その中から今回のこのお話に関連したことということで書きましたけれども、携帯電話のトラブルでは広告の問題もかなり大きいと思います。公正取引委員会からしばしば警告を受けているというのはご承知のことかと思います。あと、料金体系が非常にわかりにくい。様々なサービスがあるものですから、ますますわからなくなってきている。また、最近では携帯電話機を割賦販売で売っているということで、ますますわからない。それともう一つ、パケット通信料は、現在でも相談が入ってきています。携帯電話にパケット定額制をつけずに契約して、高額な請求をされたという相談です。また、パソコンに携帯電話をモデムがわりに使ってしまいますと、料金体系が全く違いますので、何千円ということでなく何万円、何十万円の請求になります。こういったご相談の場合に、皆さんが一様におっしゃいますのが、そんな説明はされていないと。こういうことで説明が足りないのではないだろうかといったこともございます。そのほかに携帯電話でも訪問販売の契約もあるということも伺っております。

電気通信サービスの場合、それでは法律としてはどういう法律があるのかというと、電気通信 事業法では、契約の締結に際して料金その他、条件の概要について説明しなければならないと規 定はしてあります。しかし、これはあくまで業法の規制ですので、事業者を規制している法律で す。消費者は説明をされてないとか、販売方法として訪問販売であったり電話勧誘販売であった りしても、個別の消費者を救済するという法律にはなっていないのですね。ですから、私ども相 談の現場といたしましては、この電気通信サービスにも民事効、例えばきちんとした説明がなか ったり訪問販売みたいな販売方法であった場合には、解約ができたり取消しができたりするとい った民事効のついた法律をぜひともつくっていただきたいと希望しております。

もう一つ、通信サービスの特性といたしまして、結構解約することが多いサービスであるということなのですけれども、新しいサービスがどんどん提供されますので、前のサービスを解約して新たなサービスを契約すると。インターネットでも最初はダイヤルアップであったものが、ADSLになり光ファイバーになってきているということがあります。ところが、通常、契約は一つの事業者との契約ですけれども、電気通信サービスは複数の事業者がかかわる契約になっております。ただ、勧誘されるときは1社から薦められて全部の契約をしますので、解約をするときも一つだけ解約すればほかのものも全部解約になっているのだろうと消費者は思うわけです。そうしますと、しばらくしてから、そうではなくてプロバイダの契約がずっと残っていたと後で気がつく。現在、皆さん、通帳の記帳をすることがあまりなくて、自動引落しになっている通帳をしばらくして記帳して、後から気がつくということがあります。そういうこともありますので、解約についても契約時に情報提供が必要と思っています。

消費生活センターにご相談に来る前に、消費者はあちこちに電話をするのですが、そうすると

その件はうちではない、この件はどことかいうことで、またそちらに電話すると、うちではありませんと、たらい回し状態になってしまいがちです。一つの契約に対して複数の事業者が関与しているような場合は、やはりワンストップで問題が解決できる相談窓口、そういう対応が必要ではないかと考えております。

最後になりましたけれども、電気通信サービス利用者懇談会では通信に関してそういうお話をしてまいりました。しかし、現在、通信サービスだけではなく、例えばケーブルテレビの場合ですと、ケーブルテレビとIP電話とインターネット、その上にまたビデオ・オン・デマンドをあわせて契約するといったようなことで、一度にたくさんの契約をすることになってまいりました。民事効のついた法律をと希望しておりますけれども、では通信サービスだけでいいのかとなった場合に、放送と通信は分離するのが難しいのではないかと考えられましたので、やはり通信も放送も包括した法律体系が必要ではないかということと、法律をつくる場合は、消費者の保護のルールを明確にした法律を盛り込んでいただきたいということと、個別の消費者の被害が救済される民事効をきちんと入れていただきたいと考えております。

以上でございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。

それでは、意見交換に移りたいと存じます。委員の皆様から、ご意見、ご質問等ございました ら、よろしくお願いいたします。

長田委員、お願いします。

【長田専門委員】 相談の現場で受けている、正確な数字でなくても結構なのですけれども、 通信や放送の分野における相談がどのくらい、比率として多いとか少ないとか、何かそういうも のがありましたら教えていただきたいのですが。全体にわりと多く占めているとか、そうでもな いとか。

【石田IT研究会代表】 大変申しわけございません。実は統計の中でワンクリック詐欺も一緒に相談の中に入ってしまっています。ですから、それと分離して、勧誘であるとか、そういう相談がどのくらいかはちょっとわからない状況なのですけれども、いわゆるワンクリック詐欺などのご相談が多かったのは2、3年前がピークになっておりまして、ここのところ少しずつ下がってきております。

全体の割合はちょっとわかりません。申しわけございません。ただ、多いことは事実です。

【長谷部主査】 では、村上委員、お願いします。

【村上委員】 この結論についてお聞きできればと思うのですけれども、通信・放送が一体となった新たなサービスが提供されるのであれば、それに伴う法体系も通信と放送を包括した法体系が必要だということと、個別の消費者の被害が救済される民事効を入れるべきという2つのご主張があるのですが、これは法体系の検討の中で消費者の立場をきちっと位置づけるべきという検討を行いつつ、ご主張はこの法体系の中で被害が救済されるような民事効も入れていくことが適切なのではないかというお考えとお聞きしてよろしいでしょうか。

【石田IT研究会代表】 大変申しわけございません。それについては、何がいいのかは私どもでも本当にわからないんですね。販売形態からいきますと、通信サービスを特定商取引法の中の適用除外としないでもらいたいといったようなことでいいのかと思ったりもしましたけれども、

今、放送も結局、携帯電話もワンセグもあれば、ここにも書きましたけれども、新たな様々なサービスが提供されているということになりますと、どういう形でそういうものが守られたらというか、図られたらいいのかは、こういう書き方をしましたけれども、実際はどの方法がいいのかというところまでは、考えはまだ及んでないところです。

【長谷部主査】 では、木村委員、お願いします。

【木村専門委員】 先ほどの長田委員のご質問に関連して、今回はデータがないということなのですけれども、できれば今後いろいろ考えていく上で、例えばユーザーベースに比して件数の割合など、業種毎、サービス毎にとりまとめてご案内いただけると大変参考になるように感じました。例えば浄水器だったらもしかしたらユーザーベースは少ないのに件数は相対的には多いのかもしれませんし、それに比して例えば携帯電話の場合はとか、あるいはケーブルの場合はとか。貴重な、やはり生の消費者の声をそちらでご相談を受けていただいていると思うので、そういう意味では情報の出し方をもう少し工夫していただけるとこちらも非常に検討がしやすいと、これは感想でございます。

【石田IT研究会代表】 わかりました。

【長谷部主査】 長田委員、お願いします。

【長田専門委員】 本来、それは総務省から、相談センターもお持ちですので、資料を出していただくことが適切かと思いますが、国民生活センターの資料とともに総務省ではそれを両方把握できる状況にありますので、そこは出していただければいいかと。

【石田 I T研究会代表】 そうですね、そのほうが。今の長田さんのお話が的確かと思います。 【長谷部主査】 では、根岸委員、お願いします。

【根岸委員】 こういう苦情が起こって、それを解決する方法はいろいろあると思いますけれども、一般にそういう問題があったときに事業者団体がありますよね。事業者団体がそういう問題を解決するべく対応することも多いと思いますけれども、このおっしゃったようなところではそれはいかがなのでしょうか。

【石田 I T研究会代表】 通信サービスに関してということで、事業者団体が苦情処理を行っているかどうかということですか。それはあまり、特に聞いたことはないと思います。例えば、何かの苦情処理団体みたいものをということですよね。何々協会が苦情処理を受け付けているとか、そういうことですよね。

【根岸委員】 普通一般にそういう問題が起こったときに、うまく解決できるかどうかわかり ませんけれども、しかし事業者団体が対応するという、そういう窓口になっていることが多いで すよね。

【石田IT研究会代表】 それはないです。

【根岸委員】 通信も放送も含めてですが。

【石田 I T研究会代表】 通信の中ではそういうことは特にはないと思います。

【長谷部主査】 それでは、そろそろ予定された時間になりましたので、全国消費生活相談員協会様との意見交換はこのあたりにいたしたいと存じます。本日、全国消費生活相談員協会様からちょうだいしたご意見等につきましては、今後の議論に生かさせていただきたいと思います。

本日は、お忙しい中ご参加いただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、2番目にご説明をお願いしております方をご紹介申し上げます。社団法人日本民間 放送連盟放送計画委員会特別小委員会委員長、株式会社東京放送代表取締役専務、城所賢一郎様、 そして、放送計画委員会委員、株式会社テレビ朝日常務、福田俊男様からご意見をちょうだいい たします。よろしくお願い申し上げます。

イ 社団法人日本民間放送連盟

【民放連城所委員長】 本日は意見陳述の機会を与えていただきましてありがとうございます。 お尋ねの今日のテーマの項目別に、私からひとあたり民放連としての見解を述べさせていただき ます。

まず、法体系全般については、前回、レイヤー型の包括法を、最初から結論ありきのようにレイヤー型で括ろうとすることについては反対であると、疑問の意見を表明させていただきましたけれども、放送法はこのレイヤー型の包括法の対象に含めるのはいかがなものかと考えております。現在の放送局の免許は電波法に基づく施設の運用にかかわる免許でありまして、放送番組の内容については民主主義の発展とか不偏不党とか、極めて原則的、原理的な民主主義に不可欠なものが放送法によって規律されているという二重構造の中で、言論の自由を保障しながら免許制度が維持されているという、非常に巧妙にうまくできている制度だと考えております。この制度的な枠組みを変えなければいけないほどの必然性というか必要性というのが、検討アジェンダ(案)を見せていただいた限りでは見当たらないのではないかと思っております。

それからもう一つは、地上放送事業者は地域免許制度のもとで、100%に近い、離島であるとか非常に人口の少ない地域、要するに民間放送のビジネス上は、ビジネスという側面だけで言えば必ずしも必要不可欠ではない地域にまで社会的な使命、ライフラインの一部という自覚を持って、ハード・ソフト一致という中で普及に努めてきており、全国津々浦々に放送を送り届けているのは、ハード・ソフトの一致という原則があるからこそ実現していると我々は考えておりますので、この原則をレイヤー型によって横に切ってしまう弊害をぜひ考慮していただきたいと思います。

検討アジェンダ(案)によりますと、新たな法体系の目的は、通信か放送かの区分にとらわれない新たなサービスの提供や事業者による迅速かつ柔軟な事業展開を促進することにあると書かれておりますけれども、先ほども申し上げましたが、新たなサービスを実現するために放送法を含むすべての関連法を包括する必然性は感じられず、どこか結論が先にあって、無理な包括化という感じがいたします。

ご存じのように私どもは現在IPTVの規格づくりとか、それからコンテンツの提供とか、そういうことにも非常に積極的に取り組んでおりますし、それから見逃し視聴とか、通信経由で放送のコンテンツを流すことについても既にサービスを始めている社もありますし、各社とも権利処理等々を急いでいるところでありまして、現在の法体系の中でも我々はそういう努力を非常に前向きにやっており、特に法的な壁があるとは感じておりません。

通信事業者から見ても、放送法の大原則が通信に適用されることについては、よそ様のことで すけれども、果たして歓迎されるのかどうかということも心配であります。

このように考えまして、まず放送法はレイヤー型包括法という、現在進めていらっしゃる包括

法の対象とすることについては民放連としては賛成いたしかねます。

それから、電波法についても、現在は電波の公平で能率的な利用を確保することを目的として情報通信に直接関係がない設備や自営設備なども規律している法律でありますので、これについても法体系として独立させておいたほうがいいのではないかと考えておりますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

それから次に、コンテンツ規律でありますけれども、まず前回も申し上げましたが、「放送」という用語をわざわざやめてしまって、「メディアサービス」と言い換える。それでメディアサービスの定義を検討アジェンダ(案)で見させていただきますと、現在の放送と同じような定義であるというのでは、これは名前を変えるだけで、放送という言葉の背後にある歴史とか文化、それから国民の信頼感とか馴染みやすさとかというものを破壊して無用な混乱を招くのではないかという危惧は前回申し上げたとおりであります。

それから、メディアサービスの中で「特別メディアサービス」という区分をする考え方についてですが、特別メディアサービスを区分して特別な公共的役割を担うメディアと位置づけるのは、多分に主観的でありますし、その類型化やどう区分けをするかという審査などを通じて公的な権力の関与が現行制度以上に強まる危険性を感じざるを得ませんので、この点についても慎重な議論が必要であると考えております。

それから、再送信制度でございますが、現在は民間の協議が整わない場合に、大臣裁定制度という、大臣が決定するというのが制度でありますけれども、これについてはやはり民間同士の協議に委ねるべきであって、しかもデジタル時代になると金銭の問題も絡む場合も出てくるかもしれませんので、大臣裁定制度は撤廃したほうがいいというのが、以前から民放連が申し上げているとおりであります。

また、再送信については、行き過ぎた区域外再送信が再送信先の地上放送局の経営に与える影響、それによって地上波の地域免許を持った放送局が疲弊していくという側面についても、やは り留意が必要であると考えております。

それから、放送局にかかわる表現の自由享有基準、いわゆるマスメディア集中排除原則の問題については、これは国民・視聴者が多様でかつバランスのとれた放送を享受するために存続が必要であると考えておりますけれども、多メディア化の進展に応じて緩和をしていく方向をもう一度確認していただきたいと思います。放送産業の経営構造、経営基盤の強化が、災害報道などの社会的な役割を果たしていくため、自由で民主的な総合的な放送を流すために必要でありますので、経営の選択肢を広げるという観点から、享有基準の不断の見直しをお願いしておきたいと思います。

もう一つ、レイヤー間の規律でありますけれども、これについては事業者間の協議に委ねることを原則とすべきであると考えます。電気通信事業紛争処理委員会が放送を含めた情報通信サービス全般の事業者間の紛争にまで拡大する方向で検討することが適当だとは考えられません。

以上、原則的な民放連の意見をご説明いたしましたけれども、前回のヒアリングで、どうも民放は新しいことに臆病で原則論ばかり言っているのではないかと思われた方がいらっしゃるそうですけれども、先ほども申し上げたとおり、私どもは新しい時代のビジネススタンスは十分に自覚しており、各社とも見逃し視聴とか、IPTVへの取組、それから動画配信等々について、権

利処理などが可能で、しかもビジネス性があるという場合には積極的に取り組んでいるということをぜい認識していただきたいと思います。

以上であります。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。

それでは、意見交換に移りたいと存じます。委員の皆様、ご意見、ご質問等ございましたら、 よろしくお願いいたします。

では、伊東委員、お願いします。

【伊東委員】 現行制度でうまくいっているのだから、あまり触ってほしくないというお話だったのかなと思います。その中身についてはいろいろとお伺いしたいところがあるのでございますけれども、ちょっと別の観点からの質問です。IPTVの話題も出ておりましたが、最近、通信を使った放送類似サービスといいますか、映像配信だとか、あるいはコンテンツのダウンロードだとか、そういうサービスが有線系、無線系の両方でますます盛んになってきているような気がします。放送に関しては番組準則等、ある意味でコンテンツ規律があるわけですが、通信を利用した放送類似サービスに関しては、どのような扱いをするべきだとお考えでございますか。

【民放連城所委員長】 どのような扱いというのは、法的にということですか。

【伊東委員】 はい。

【民放連城所委員長】 私どももそういう新しいビジネスチャンスには積極的に参加したいし、多くのプレーヤーが参加して発展させていくのが国民のニーズに合うだろうと考えておりますので、放送法と一緒にしてしまうことについては先ほど申し上げた意見のとおりです。また、そういうサービスについて我々も自由に参加できるようにオープンな形を保障しておいていただきたいと考えております。

【伊東委員】 放送事業者さんが、そういう新しいサービスに参入していけるかどうかではなくて、放送のコンテンツに関してはそれなりの規律というか規制がかかっているのだけれども、通信経由のコンテンツに関しては類似サービスが提供された場合に、規律という点ではどのようにお考えですかということをお伺いしたかったのです。

【民放連城所委員長】 我々は放送のコンテンツについては放送法上の規律に基づいて作っているわけでありまして、それともう一つは、非常に重要なのは、発信者の責任が放送においては明確であると。それで特にインターネットを中心にして、通信の世界では誰が発信したのかわからないとか、長所でもありますけれども、いろいろな犯罪に結びついたり様々な現象を引き起していることは拭いがたい事実ですので、やはり早く関連の事業者が自主的な方策を講じるべきであると考えております。携帯についてはいくつかの動きが出ているように伺っておりますし、出会い系サイトとかそういうものについて業界の中で対応しているようですけれども、インターネットについては外国にサーバーがあるとか難しい面がいろいろありますが、早く事業者間で基準をつくったり、実際に違法なものをチェックする、削除するといった作業を始めないと、公権力によって規制がされるという、あまり好ましくない事態を招くのではないかと憂慮しております。

【長谷部主査】 では、長田委員、お願いします。

【長田専門委員】 民放連さん、地上のキー局が全国津々浦々で放送できていない現状はある と思うのですね。何々系列の放送がない県があると思いますが、そこは今後解決して、地域免許 ということで全域に放送局を広げていって、みんなが同じように同じだけキー局の番組を見られるようにというご計画はおありでしょうか。そのことが区域外の再送信での大きな問題だと私は思っておりまして、どこの県に住んでいるから見られる民放の局が少ないというこの状況はやはり解決していくべきではないかと思っておりますので、そこを教えていただきたいのですが。

【民放連福田委員】 すべての系列が、例えばキー4局、5局が全部の47都道府県にあるかといいますと、ご指摘のとおりそうではありません。2つの県については1局のみというところもあったりします。そういう意味で、先ほど城所委員長が申し上げましたけれども、行き過ぎた区域外の再送信については慎重にならざるを得ないということを申し上げました。

したがいまして、例えば4波を基準にするというのが放送普及基本計画の大原則でありますので、それに沿いまして長田委員もお入りになっていらっしゃいましたケーブルテレビの研究会でもやってきたわけでありますけれども、その結果、我々も、お隣にいらっしゃるケーブルテレビ連盟の皆さんと協議してまいりました。両連盟とも4波を基準にどう考えるかについてはお互いに考えていきましょうということで一致しておりますので、不足しているチャンネルにつきましては、なるべく双方が協力し合っていきましょうということになっております。ただし、放送局はそれぞれ、今ご指摘がありましたように地域免許制度の下で放送を行っておりますので、そことも両立できるような形でケーブルテレビに補ってもらったり、場合によってはIPTVで条件不利地域も補っていただくということで、当初から2011年の完全デジタル移行に向けて頑張っているわけです。そういう意味で全国津々浦々をどうカバーしていくかについては、民民協議でやっていけるのではないかと考えております。

【長谷部主査】 ほかにはいかがでございましょうか。 では、村上委員、お願いします。

【村上委員】 これまでのご主張と基本的には寸分たがわぬご主張をまたいただいたかと思います。骨格につきましてはこういうことかと思いますので、もう少しおりたところについて理解を深めたいのですが、レイヤー型の体系をとるべきではないというご主張の中で、伝送設備規律と自主自律によるコンテンツ規律という、えも言われぬ二層構造の仕組みがあるのでということなのですけれども、この自主自律によるコンテンツ規律は、CATVだとか役務利用放送についても適用されるという考え方でございますか。そうではなくて、放送法についてのみ、この自主自律によるコンテンツ規律が適用されるのだというお考えでいらっしゃいますか。

【民放連城所委員長】 ここで言っているのは地上放送についてであります。ただ、ラジオとかBSも民放連の会員でありまして、我々はラジオもやはり災害のことなどを考えると基本的なインフラに近いものだと考えておりますので、基幹放送として、地上テレビ放送と同等のものだと考えています。それからBSも、全国一律に同じ情報を届けるというのではこれにまさるものはございませんので、準基幹放送的な役割だと考えておりますので、地上テレビ放送、地上ラジオ放送に準じる存在だと考えております。

【村上委員】 CATVとか役務利用放送は違うというご見解ですか。

【民放連城所委員長】 はい。

【民放連福田委員】 今申し上げましたのは、いわゆる基幹放送的な要素を持っている放送を申し上げておりまして、具体的には民放連に加盟している社を前提に申し上げております。

それから3人の委員のご指摘が共通しているところは、おそらく放送法以外はどうするのかということであるかと思います。これについて我々と考えを異にされる方がいらっしゃっても、それはこれから議論をしていただければいいと思いますが、少なくとも我々がいろんなことを言える立場にはないと思っております。

それから、先ほど伊東委員のご指摘にありましたけれども、ケーブルテレビ、それからIPT Vについては、我々の放送を再送信する際に、絶対に我々が流している放送の内容を変えないということ、同一性の保持をしっかりやっていただきたいと思います。この条件を破られますと、我々としては再送信の同意を取り消すことになります。それ以外のところにつきましてはそれぞれの主体及び事業者を中心にしてお決めになるべきだろうと思っております。

【長谷部主査】 それでは、そろそろ予定された時間になりましたので。

【村上委員】 もう一つだけよろしいですか。ハード・ソフト一致の非常に重要な論拠としまして、緊急災害報道を挙げておられるのですけれども、ハード・ソフト一致でないと緊急災害報道を適正に行えないということがあるのでございますか。私は、BBCなどのイギリスの放送に慣れているのですけれども、彼らは緊急災害だけではなくて国際的なインシデントについても、分離しながら、適切な対応を極めて迅速にやっているのですけれども、一致でなければいけないということと災害放送とのつながりについては、どういうお考えでいらっしゃいますか。

【民放連城所委員長】 災害の場合に、我々放送の現場がどういうことをやっているか、ぜひ一度、台風か何かのときに見に来ていただければわかっていただけると思います。全国どんなところで災害が起きても直ちにマイクロ回線を通して映像や情報を全国各地から東京なり大阪なり発局にあげて、それが場合によっては鹿児島から青森を経由したりとか、様々なラインを通って発局に集まってきます。発局は、今放送している番組を、スポンサーなど関連の方々からすべて了解を得て直ちに緊急特別番組に入ります。こうした映像を集める手段だけでなく、直ちに現在の放送を打ち切って緊急特番に入り、それをまた、例えばドラマの途中で10分特別番組をやった後、また10分後にVTRを巻き戻したりして直ちにドラマに復帰するということがビジネス上必要になったりいたします。このように、非常に修羅場的な混乱の中で緊急災害報道を行っており、そういうことを考えるとハードとソフトが別の事業者によって運用されているということは、実際の運用上、想像できないと考えます。

それともう一つは、ハードを分離した場合、全国津々浦々に、ビジネスにならないところにま で行き渡るだろうかということについても不安があります。

【村上委員】 ではなぜBBCはああいうクオリティの高いものができるのですか。

【民放連城所委員長】 イギリスのことは、申しわけないのですが、よくわかりませんが、ただ国営放送と民間放送との位置づけとか、放送が発展した歴史的な経緯が大分違うと思いますので、一概に比較できないと思います。

【村上委員】 これは民間放送についてだけ言えることなのですか。

【民放連城所委員長】 それはNHKさんも緊急時の対応は同じだと思います。

【長谷部主査】 いろいろ意見の相違はきっとあるに違いないと思いますが、予定された時間になりましたので、日本民間放送連盟様との意見交換はこのあたりにいたしたいと存じます。本日、日本民間放送連盟様からちょうだいしたご意見等は、今後の議論に反映をさせてまいりたい

と存じます。

本日は、お忙しい中ご参加いただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、3番目にご説明をお願いしております方をご紹介いたします。社団法人日本ケーブルテレビ連盟理事長代行専務理事の石橋庸敏様からご意見をちょうだいいたします。よろしくお願い申し上げます。

ウ 社団法人日本ケーブルテレビ連盟

【石橋専務理事】 石橋でございます。本日はこのような機会をいただき、ありがとうございます。

それでは早速ですが、資料に基づいて我々の考えをご説明させていただきます。

まず第1、コンテンツ規律ということでございますが、メディアサービスの区分ということで ございます。私どもは特別な公共的役割を担う特別メディアサービスと、いわゆる専門チャンネ ル等とのメディアサービスを区分することについては、現状、内容的にもそうなっていると理解 しておりますので、賛同いたします。

さて、我々ケーブルテレビにつきましては、地上波、それからBS/CSの再送信のほかに自主放送を行っております。多くの自主放送は地域行政と連携して地域の行政、安全、防災・災害等の情報、それから子供たちの学校などのイベント情報、その他住民の生活に密着した情報を提供しているということで、ある意味では、NHK・民間放送と比肩できるようなものでありませんが、公共的なメディアという一面も持っております。特に災害につきましては、地震が今発生し震度がいくつというような放送はできておりませんが、災害後の生活情報の提供につきましては、過去も中越地震で長岡市で相当注力いたしまして、皆さんに評価されたこともございますので、付言させていただきたいと思います。

それでは次のページをお願いいたします。番組規律でございますが、メディアサービス規律の区分について検討する際には、ケーブルテレビの自主放送の番組につきましては、地域において公共的役割を果たしていることを勘案して、一定の規律が必要であると考えます。これは今申し上げましたようなこともございます。基本的にメディアサービス規律については、地上放送、あるいはケーブルテレビなどの免許区分にとらわれずにコンテンツの区分に応じて規律を設けることが適切ではないかと考えております。自主放送、いわゆるコミュチャンと我々は呼んでいますが、この場合にはその地域の特定の政治家に偏った番組を流すという危険性もございます。そういう意味で、現在、我々が規律されています番組審議委員会というようなもので規律していくことが必要ではないかと考えております。

それから、次のページでございます。義務再送信でございますが、ケーブルテレビにつきましては、現在、全国の約半数ぐらいの世帯が何らかの形でケーブルを経由して放送を見ているという事実がございます。ほとんどの場合はこれらの視聴者は地上波につきましてケーブルでの再送信で地上波を視聴していることになっております。特に難視聴地域においては、難視聴を解消するためにケーブルテレビを活用することが非常に有効であるというのは実態であると考えております。特に地上波についてケーブルテレビしか視聴する方法がないというケースもございます。こういう状況の中で、法律にございます義務再送信の実施事例、即ち、大臣による電障区域の指

定につきましては、その実例はございませんが、逆にこの規定があることが事業者にクリームスキミングを許さない、そういう難視聴のところもサービスをやるという抑止力が働いていると考えております。地上波の持つ基本的な使命が混乱なく実現されるために、義務再送信制度は継続すべきだと考えております。

それから、次のページでございます。大臣裁定制度でございますが、再送信にあたりましては 放送事業者の同意が必要だと、これは私どもも当然必要であると理解をしているわけであります が、その場合、あくまでも当事者間で協議をとことんやると、こういうことになっております。 法律でも協議が整わない場合となっておりますが、そういうことでとことん協議しても整わない 場合には、やはり現在の裁定制度は必要であると考えております。冒頭に記述しておりますとお り、受信者が自らの生活等に必要な情報を取得できること等の「受信者利益」を保護し、ケーブ ルテレビの健全な発達を図るため、引き続き必要かつ有効であり、今後とも継続すべきと考えま す。

区域外再送信につきましては、過去いろんな経緯がございまして、あっせん制度というのもありましたが、結果として今の裁定制度になっているわけです。また、3番目のフレーズに書いておりますとおり、今回、区域外再送信問題の解決のために新たにガイドラインが設けられまして、現在、関係者が協議中であるということも実態としてございますので、こういう点もご配慮いただきたいと考えます。結論として必要だということでございます。

以上、私どものご説明でございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。

それでは、意見交換に移りたいと存じます。ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

では、伊東委員、お願いします。

【伊東委員】 再送信問題に関しては、半年ぐらい前のことを思い出してしまいますので、横に置いておきまして、最初の2ページでは、特別メディアサービスと専門チャンネルとを区分することには賛同というご意見ですが、次の3ページでは、しかしながら、メディアサービス規律については免許区分に囚われず規律を設けることが適切とされています。何か読み方によってはちょっと矛盾しているようにも思うのですが、どうとらえれば良いのかもう少しお話を伺いたいと思います。

【石橋専務理事】 ここがわかりにくいということだと思いますが、要は今地上波で行われています公共放送としての役割について、それを特別メディアサービスという位置づけをすることについては、我々もそれは賛同いたします。これがまず原則です。

ただ、この場合ケーブルテレビは特別メディアでないので規律が要らないとなりますと、先ほど申し上げましたとおり、特に地域においては地域の政治家とかいろいろ密着することがございますので、やはり一定の規律をかけないと問題が生じる可能性があります。過去にそういう事例が発生しております。ある政治家の方の番組を流して、それに対して他の政治家の方から文句が出たということです。こういうことが現実に起こっております。ですから、ケーブルはもう特別じゃなくて一般メディアだから規律は要らないとすべてを一括りにするのは問題ではないかということです。だから、どのように法としてまとめられるかは私どもはわかりませんが、内容によ

って必要なものは規律をかける必要があるのではないかという趣旨でございます。

【長谷部主査】 では、中村委員、お願いします。

【中村専門委員】 今日のご指摘の意見とちょっと違う部分についてお聞きしたいと思いますので、お答えいただける範囲でお願いできればと思いますが、有テレ法はハード・ソフト一致原則で、役務利用放送法はハード・ソフト分離です。つまり、事業者側から見ると制度を使い分けることができるスキームになっているわけですけれども、地上波の放送は一致スキームしかありませんし、衛星は分離スキームしかないということで、有線の場合はいわば選択肢があると考えられるのですが、そしてそういう選択肢といいますか、自由度があることでの何かメリットをお感じになっていることがあるかというのが一つ。

同時に、有テレ法と役務利用放送法という2つの制度を比べてみた場合の問題点とか、この辺 は平準化したほうがいいとお感じになっているところがもしあればお聞かせいただければと思い ます。

【石橋専務理事】 役務利用放送のほうが自由度が高いというのはおっしゃるとおりでございまして、私どもも事業者の立場だけから考えればそれがいいのかという気もしますが、先ほどの義務再送信のときに申し上げましたとおり、やはりそこに住んでいる住民の人たちの利益といいますか、それを守るという意味からいきますと、やはり有テレ法が必要であると現在思っております。

それともう一つは、中村先生がおっしゃったのに答えになるかどうかわかりませんが、我々も有テレ事業者としてスタートして、その後、地域の拡大等々で通信役務を使うというケースがあるのです。この場合はある一定の基準を超えますと、通信役務利用放送事業者になるということになりまして、その点についてはちょっと私どもも釈然としないというか、違和感があるというか、そういう感じは持っております。こういうことでご回答になっているでしょうか。

【長谷部主査】 ほかにはいかがでございましょうか。

ございませんようでしたら、そろそろ予定された時間になっているかと存じますので、日本ケーブルテレビ連盟様との意見交換はこのあたりにいたしたいと存じます。本日、日本ケーブルテレビ連盟様からちょうだいしたご意見等は、今後の議論に生かさせていただければと存じます。

本日は、お忙しい中ご参加いただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、4番目にご説明をお願いしております方をご紹介いたします。社団法人衛星放送協会専務理事、林尚樹様からご意見をちょうだいいたします。よろしくお願い申し上げます。

工 社団法人衛星放送協会

【林専務理事】 林でございます。本日はこのように意見を述べさせていただく機会をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、資料に沿って説明をさせていただきます。

最初の法体系全般について、2ページでございます。①から④までありますけれども、互いに 関連しているところもあると思いまして、私どもはこの②と③に沿ってお答えをしたいと思いま す。まず②ですが、我々、放送というサービスに携わっているわけでございますけれども、同一 のサービスには同一の規律が適用され、統一的な競争条件の確保や利用者保護を図るという考え 方は極めて合理的だと考えますので賛成をいたします。

次に③の縦割り型から横割り型への法体系の見直しにも賛成いたします。私どもCS放送の場合は当初より受委託制度というハード・ソフト分離でやっておりまして、その意味からも横割り型、レイヤー型への移行については違和感がないところでございます。

一方、今の議論の中では垂直統合型も柔軟に認めていこうという方向かと理解していますが、 現在、コンテンツ、プラットフォーム、伝送インフラという3つの機能を持つ大手事業者が既に 存在し、また今後も新たに出現してくる状況です。我々コンテンツレイヤーに位置する事業者と しましては、こうしたプラットフォーム機能を持つ大手事業者との公正な取引環境を確保するた めの仕組みをぜひ考えていただきたいと思っております。

次に、3ページのコンテンツサービスについて。(1)メディアサービスの範囲についてでございます。これは先ほど発表された方もおっしゃっていたのですけれども、従来の放送の概念でメディアサービスをとらえることには賛成いたしますが、その場合になぜ「メディアサービス」とするのかと。「メディアサービス」とするよりも「放送」という一般に広く浸透している言葉が用いられたほうがいいのではないかと思っています。

次に、(2)メディアサービスの区分についてでございますが、従来は「基幹放送」、「準基幹的放送」、あるいは「一般放送」という概念が放送の中であったわけでございますけれども、今回、これを「特別メディアサービス」と「その他のメディアサービス」という2つに分類することの必然性については、私はよく理解ができないわけでございます。これは一つ、規制緩和を念頭にしたときに、こういう2つの分類のほうがいろいろと処理しやすいということがあるのかと想像もするわけでございますが、この辺がもう一つよく理解できないところです。

それから②で、特別メディアサービスの定義が行われているわけでございますけれども、この提言どおりのものを特別メディアサービスとして位置づければ、非常時の対応、指定事業者ということも考えれば、現在の状況で該当するのは地上放送だけではないのかと思うのでございます。一方で、地上デジタル放送及び東経110度衛星放送、これはBS及びCS110度放送でございますけれども、これらのチューナーを内蔵したいわゆる3波共用テレビが非常に普及をして、現在でも5,000万弱、2011年には1億台にも達すると言われているわけでございます。この普及と電波の希少性、この電波の希少性によって現在も東経110度については受委託制度が維持されて、役務利用放送は適用されてないわけでございますが、この2つのことを考えると、東経110度衛星放送も特別メディアサービスの中に入れるという考え方もあり得るのかと思います。ただ、その場合に、特別メディアサービスの中の要件が一律なのか、あるいは差異を設けるのか、差異を許すのかということですが、あるいは有料と無料という2つのものが出てくるわけでございますけれども、この辺についてどう考えるのか。あるいは、先ほども触れましたけれども、非常時の対応をすべてに求めていくのかということ等について検討が必要ではないかと考えます。ですから、仮に特別メディアサービスの中である程度差異を認めたものが許されるとすれば、逆にまたそれを取り出した別の分類という考え方もあり得るのかとも考えます。

次に、4ページ、メディアサービスに関する規律についてですけれども、私どものケースで考えますと、東経110度衛星放送が仮に特別メディアサービスに含まれる場合、現行の番組規律の維持であるならば、特に異論はないと考えています。

一方、124/8度のCS放送に関しましては、放送として守るべき規律はやはり放送という性格上あると思うのですが、こういうものは維持した上で、その他の規律については大幅な緩和が適当ではないかと考えます。

次に、③の再送信制度の件でございます。この議論の中ではCS放送の同時再送信については特に触れられていないわけでございますけれども、ケーブルテレビやIPTV事業者の場合には、CS放送事業者の再送信同意により初めて多チャンネル放送が可能になってくるということがございます。これらの放送では視聴者との契約にはCS放送事業者は関与しているわけではありませんが、実際に番組内容に関して視聴者に対して責任を持っているのはCS放送事業者です。ケーブルテレビ経由で再送信される有料放送の中でも、NHKやWOWOWの場合には、視聴者と直接契約を結んでいるということで、我々CS放送事業者とは状況がまた異なっているということがございます。このようにいろいろな形の再送信同意や視聴者に対する責任があるわけですが、こういうものを新たな法体系の中でどのように位置づけていくのかをお示しいただければと思っています。私どもはどうしなければいけないと思っているわけではございませんけれども、このような状況があるということで一つ提起をさせていただいた次第です。

次に、5ページ、(4)のマス排でございますけれども、これは社会的影響力及び帯域の現状を踏まえますと、現在の地上放送及び東経110度衛星放送については現状のマス排を維持することが適当ではないかと思います。ただ、124/8度のCS放送に関しますと、帯域にも余裕があるという状況から大幅な緩和が適当ではないかと考えています。

次に、プラットフォーム規律についてでございます。(1)についてはプラットフォーム規律は、コンテンツ規律とは区別して位置づけるべきではないかと考えています。これについては今までの議論の中でも、コンテンツ規律の中に含めるのか、伝送規律の中に含めるのかという議論もあったかに思うのでございますけれども、我々コンテンツレイヤーに属するものとしては、プラットフォームと峻別しているところがございまして、そういう意味で別にしてはいかがかと考えているわけでございます。

次に、(2)の有料放送管理事業の規律についてですけれども、現在は衛星のプラットフォームだけが適用対象となっていると思うのですが、今後、新しい法体系のもとでは、ケーブルテレビ事業者やIPTV事業者と共通の規律が適当ではないかと考えます。

また、CAS事業者も一つのプラットフォームとみなすべきで、透明性の確保のための規律が必要ではないかと考えます。

次に、6ページ、レイヤー間の規律についてです。私どもレイヤー間の規律といったときに、 我々コンテンツレイヤーと対峙するといいますか、直接関係を持つプラットフォームとの関係に ついて述べさせていただいています。CS放送においては、従来よりプラットフォーム事業者が 放送事業者との協議を経て自主ガイドラインを策定し、視聴者保護と事業者に対する公正な関係 の維持、公正な関係というのは具体的に言えば差別的な取扱いの禁止と情報開示ということにな りますが、行っておりました。昨年、さきの研究会、「衛星放送の将来像に関する研究会」や「デ ジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」での議論を受けまして、新たに事業者との協議 を通じてガイドラインの改定をいたしました。この新たなガイドラインに基づき設置された有識 者を中心とした「プラットフォームガイドラインに関する委員会」に仲裁機能を付しておりまし て、加えて委員会は事業者からの提訴がなくても定期的に開催されてガイドラインが適正に運用されているかどうかの検証を行っているわけでございます。スタートして実績がまだ1年あまりですので、有効か否かの結論を出すにはまだ少し早いと思いますけれども、我々はこの仕組みを必要な改善を加えながら有効に機能させたいと考えています。

こうした観点から、大手ケーブルテレビMSOやIPTV事業者にも同様にといいますか、契約形態の相違から内容は必然的に異なってくることになると思いますが、先ほど申し上げました公正な取引環境の確保のための自主ガイドラインを策定することを求めたいと考えます。もしそれが不可能ということであれば、今回のアジェンダの中でも触れられているわけですけれども、プラットフォームの対事業者規律の法制化と電気通信事業紛争処理委員会の機能拡大による対応も一つの方法であるかもしれないと考えております。

以上でございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。

それでは、意見交換に移ってまいりたいと存じます。ご意見、ご質問等ございましたら、よろ しくお願いいたします。

では、中村委員、お願いします。

【中村専門委員】 一点、確認をさせていただきたいのですが、2ページ目の下のほうに、「コンテンツレイヤーの事業者として公正な環境を確保する」という記述があるのですけれども、これまで衛星は受委託にしろ、役務利用放送法にしろ、ハード・ソフト分離型スキームのみだったところに、今後、ハード・ソフト一致型といいますか、兼業ができるようになるとすると、一致と分離のビジネスをハード会社1社がやるときに、一致型コンテンツと分離型コンテンツの間の公正をとるという、そういう趣旨でしょうか。あるいは、もっと一般的な意味でのハードとソフトの間のレイヤー間の支配環境をきれいにするといった、そういった趣旨でしょうか。

【林専務理事】 一般的な意味で申し上げておりまして、現在もケーブルテレビ事業者さんや IPTV さんには私どもが番組を供給しているという関係でございまして、ここで現実にそういう要望を持っているということでございます。

【中村専門委員】 もう一点、伺わせてください。放送の規制といいますと、放送普及基本計画という電波の規制と、それから番組規律というコンテンツの規制とマス排という資本の規制と、基幹放送となるとこの3つぐらいが課せられるのではないかと思われるのですけれども、このうち今日言及されていない放送普及基本計画、これはケーブルテレビの場合はありませんが、衛星の場合もなおこれは必要だとお考えでしょうか、あるいは不要だとお考えでしょうか。

【林専務理事】 このたび、例えばCS110度に関しましては、東経110度衛星放送という形で普及計画が検討されていまして、この中で視聴者のニーズにこたえるべくHD化が一つの主要な目標として計画が立てられているということで、これが必要かどうかという議論は、私が答えるべきところではないような気もするのですけれども、私どもとしてはその計画に従ってHD化にも努めたいと考えておるところでございます。

【長谷部主査】 では、村上委員、お願いします。

【村上委員】 私もこの2ページの下の3行について、確認で教えていただきたいのですけれ ども、これは公正な環境というのは、公正な競争環境という理解でよろしいですか。 【林専務理事】 取引環境ということです。

【村上委員】 垂直統合型のものが現れることが問題だということではないのですね。

【林専務理事】 特にそういうことではないです。ただ、そういうところでは、たしか前回のこの会合でも、若干どなたかのお話もあったかと思うのですけれども、要するに例えばケーブルテレビに配信してほしいと願うチャンネル数と配信できるチャンネル数は異なっているという環境と、実際にいろいろ、価格は別にしましても、そこに入ると入らないで大きな、単に交渉によるというだけではなくて、チャンネルの経営にかかわる、根幹にかかわるような問題になるということで、構造的に非常に弱い立場にあるということを申し上げたいわけでございます。

【長谷部主査】 それでは、そろそろ予定された時間になりましたので、衛星放送協会様との 意見交換はこのあたりにいたしたいと存じます。本日、衛星放送協会様からちょうだいしたご意 見等は、今後の議論の中に反映をさせてまいりたいと存じます。

本日は、お忙しい中ご参加いただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、5番目にご説明をお願いしております方をご紹介申し上げます。日本放送協会総合 企画室(経営計画)局長、塚田祐之様、そして、総合企画室(経営計画)担当局長、今井純様か らご意見をちょうだいいたします。よろしくお願い申し上げます。

才 日本放送協会

【塚田局長】 NHKの塚田でございます。本日はこのような機会をいただきまして、ありが とうございます。検討アジェンダ(案)に関する私どもの考え方につきまして、用意した資料に 沿ってご説明をさせていただきます。

最初に、コンテンツ規律について申し上げます。まず、基本的な考え方を申し上げますと、表現の自由を確保するという観点から、コンテンツ内容に関する政府の関与は極力控えることが重要だと考えます。その点、現行放送法の規律は、放送番組の内容について放送事業者による自律といわゆる構造規制と呼ばれる間接的な規律を基本としているところに、大きな特徴があるものと理解しております。これは、表現の自由にかかわる放送事業者がその社会的な役割をきちんと果たしていくためには、政府との関係ではこうした形の番組規律こそがふさわしい、という理念に基づくものだと考えます。したがいまして、新たな法体系の検討に当たっても、「メディアサービス」と呼ばれているものをどのように区別するかにかかわらず、コンテンツ内容を直接規律するようなアプローチは避けるべきものと考えます。

現在の検討の中でもコンテンツに対する規律の議論がされておりますけれども、コンテンツに対する規律をどのような形で働かせようとしているのかという点について懸念を持っております。仮に、いわばコンテンツ事業法のような形で、所管大臣の監督によってコンテンツ内容の適正性等を直接担保するようなものになるとすれば、言論・報道機関に対する規律としては適切さを欠くものと言わざるを得ません。

これに関連して申し上げますと、放送法の目的として「放送により表現の自由を確保すること」 等を掲げた第1条や放送番組編集の自由について規定した第3条などの条項は、放送事業者の公 共的な使命を性格づけるものとして広く定着しているところです。お手元の資料に引用しており ますとおり、平成20年6月の最高裁判決においても、これらの条項につきまして、放送が「表 現の自由を規定した憲法21条の保障の下にあることを法律上明らかにするととともに・・・放送事業者が自ら定めた番組基準に従って番組の編集が行われるという番組編集の自律性について規定したものと解される」とされており、どのような内容の放送をするかが放送事業者の自律的判断に委ねられるという放送の性質が、放送法の1条や3条などの条項によってたつものであることが示されています。新たな法体系の検討に当たっても、これらに相当する規定が維持されることが必要だと考えます。

検討アジェンダの4の(1)では、コンテンツ規律の対象とするメディアサービスの範囲について、「従来の放送の概念を踏まえ、「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信」とする方向で検討することは適当か」とありますが、この範囲は現行の広義の放送概念と同じものであり、特段の異論はありません。具体的な定義につきましては、いずれにしても、国際的な周波数配分にかかわる国際法規と整合するものにしていただきたいと考えます。

(3) の①には、「「メディアサービス」の位置付けや役割の違いに応じ、関係する法律の規定についてレイヤー間の関係が明確化されるよう再編する方向で検討することは適当か」とありますが、申しわけありませんが、これはちょっとその意味をとりがたいところかと思います。現時点では意見を留保させていただきますけれども、コンテンツ規律にかかわる重要な考え方を示す部分ではないかとも思われますので、その意味するところについて、もう少しかみ砕いてお示ししていただくようお願いいたします。

また、(2)では、「日常生活に必需の情報の送信という特別な公共的役割を担う「特別メディアサービス」を区分する方向で検討することは適当か」とされていますが、こうした区分を設ける必要性については、十分に吟味しておくことが重要だと考えます。「特別な公共的役割を担う者に、それを果たすために必要な手段を国として用意する上で、この区分が必要だ」という観点はあり得るものと考えますが、「公共的役割を担うがゆえに当然に広範な規律を受け、義務を負うべきだ」とする考え方には飛躍があるように思います。規律や義務にはそれぞれそれが正当化される理由や根拠があるはずあり、特に表現の自由に関する規律や義務を設けるに当たっては、その点が個別に精査されるべきだと考えるからです。

次に、法体系全般について申し上げます。検討アジェンダの1の①には、「ネットワーク設備の設置者と当該設備上でサービス提供を行う者との間で自由な組合せを可能とする法体系を検討していくことは適当か」、また、③には、「「コンテンツサービス」、「伝送サービス」、「伝送設備」の3つのレイヤーを観念した上で全体として合理性のある法体系に改めることは適当か」という記述があります。事業者の自由な組合せを可能にすることにより、新たなサービスの創出や柔軟な事業展開を促進することの意義は、NHKとしても十分理解するものです。ただ、その一方で、特別な公共的役割を担うには、その役割を果たすために必要な手段が確保されることが重要だと考えますし、サービスとその伝送手段とが密接不可分の関係にある事業分野においては、ハードとソフトが一体の事業として同一法人により提供されることも可能にしておくことが重要だと考えております。

その第一の理由は、緊急災害時への対応など、同一法人でなければ安定して確実に視聴者にお届けできることが難しい分野、例えばNHKでいいますと総合テレビやラジオ第一放送ですが、そのような分野が、災害の多い日本には間違いなくあると考えるからであります。また、ハード・

ソフトを一体の事業として行うことは技術開発、技術のイノベーションを進めていく上でも大きな意義を持つものだと考えます。仮に、ハードとソフトを事業として別々に扱うしか選択肢がないとしたときには、果たして伝送インフラが長期間にわたって十全に、確実に維持されるのかといった点でも懸念がぬぐえません。もちろん、有限希少な資源である周波数の利用をする立場にある者として、その有効利用に努めるのは当然のことと考えており、NHKにおいても放送のデジタル化の推進や周波数利用効率改善のための技術研究など、様々な取組を行っているところです。

この点に関連して申し上げますと、中間論点整理に対する意見募集や、これまでのヒアリングの場などで、周波数のいわゆるホワイトスペース利用についての意見が出されております。周波数割当については、そもそも国際的に放送・通信の両方に使用できる形で配分されている周波数は限定されていることに加え、日本の放送用周波数は米国などに比べ極めて稠密に利用されております。日米の比較では、国土の面積比で日本のほうが50倍も稠密な利用になっているということもございます。放送と通信の周波数共用については、そもそも実際にそうしたことが可能なのかどうか、周波数利用の実態をつぶさに見た上で、最終的には個別の周波数単位で慎重な検討が行われる必要があるのではないかと考えます。

検討アジェンダの1の③には、「合理性のある法体系」、あるいは「規律を可能な限り合理化する」などの表現がありますが、一口に合理性といってもその合理性の判断に当たっては経済的な観点や社会的な観点など様々な観点があり得ます。新たなサービスや柔軟な事業展開の促進など、経済合理性を追求し、経済的な価値を実現することの意義はNHKとしても十分理解するものですが、他方で、言論、報道にかかわる法制においては、例えば多様な言論の流通とそれによる社会的な合意形成、文化の維持・創造など、社会的、文化的な価値を実現するという視点も非常に重要だと考えます。今後の検討に当たって、こうした価値についても十分視野に入れた上で検討を深めていただくようお願いいたします。

また、検討アジェンダの1の④で、「包括化すべき法律の範囲についても検討することは適当か」とされている点に関しては、法体系見直しの基本的な方向性にかかわるものであり、十分にご検討いただきたいと思います。例えば、電波法は電波の混信防止等によって電波の公平かつ能率的な利用を確保することを目的として、伝送サービスには関係のない自営設備についても規律しております。こうした規定は独立してあるほうが法体系全体として簡明ではないかとも考えられ、包括化の対象とするのが適当かどうか、ご検討が必要な部分ではないかと考えます。

最後に、通信・放送融合の時代のNHKのあり方についても、一言申し述べたいと思います。 総合的な法体系とNHKのあり方とは必ずしも直接的に結びつくものではないと承知しておりますが、その一方で、融合時代における公共放送にはその時代状況にふさわしい役割があり、それをきちんと果たしていくことも求められていくと考えます。法体系全体の検討にあわせ、この際、融合時代にふさわしい視聴者へのサービスが確実に実施できるようにとの観点からも、NHKのあり方について適切に見直す必要があると考えているところです。検討委員会の取りまとめに当たっては、この点についてもご考慮いただければと考えます。

いずれにしましても、NHKとしては、視聴者の皆様に直接支えられた公共放送としてのこれ までの蓄積を生かしつつ、視聴者、国民の皆様にその蓄積を還元できるような新たなサービスに も積極的に取り組んでいく考えです。

お手元の資料の(参考)の部分にありますが、点線の中でありますけれども、来る12月1日からは、NHKの番組資産をブロードバンド経由で広く還元するNHKオンデマンドサービスを開始することにしております。

また、先月公表した3か年の経営計画においても、融合時代の新サービスの充実、開発に積極的に取り組む方針をお示ししているところです。NHKは、こうした取組によって融合時代においても視聴者、国民のご要望にお答えしていきたいと考えております。

以上でございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。

それでは、意見交換に移りたいと存じます。ご意見、ご質問等、よろしくお願いいたします。 では、安藤委員、お願いします。

【安藤専門委員】 2ページ目の①「3つのレイヤー」についてということで、先ほど研究開発を促進する観点でハード・ソフトー体としてあるメリットを述べられたと思いますけれども、研究開発そのものとしてはハード・ソフトー体ではなくてもどんどんいくところまでいくような今勢いもあるような気がしているのですけれども、今回の融合という話もある意味でいえばデジタルということで一気にいろんな意味の、先ほどのホワイトスペースという議論もそうですけれども、特段の区別をしなくてもいいようになったという状況もあろうかと思うのですけれども、ここのハード・ソフトー体として行うメリットをもう少し正確にご説明いただけるでしょうか。

【塚田局長】 放送は、最終的な表現形式が技術の進歩と表裏の関係にあって発展してきた事業だと考えています。ハードとソフトを分離することにより技術開発の進歩、イノベーションが阻害されないか、というのが懸念であります。ハードとソフトが一体となった形で事業を行ってきたからこそ、カラーテレビ、あるいは衛星放送、ハイビジョンテレビ、デジタル化、さらにはスーパーハイビジョンとテレビが進化し、日本の放送技術が世界をリードしてきたことは否めない事実だと私たちは考えております。新たな表現方法を獲得しようとしていく技術開発を行う契機といいますか、意欲や能力などが失われることのないようにしていただきたいと考えてこういった意見を申し述べました。

【安藤専門委員】 内容は大体わかりました。今おっしゃったような状況は世界中どこでも共通の特徴でしょうか。ハード・ソフト一緒であることを最大限にいい方向に生かしてきたという歴史というのは。

【塚田局長】 やはり必要性といいますか、放送サービスを通じて視聴者の皆様にお届けする ための表現手段の様々な開発の意欲といいますか、そういった中から生まれてきているというの は、世界共通だと思っております。

【安藤専門委員】 あと、同じ項目ですけれども、3つ目で、日本の放送用周波数の稠密性という議論、私、それは非常に同感ではあるのですけれども、これは通信のほうでももちろん同じような意味で日本ほど稠密に使い過ぎる面もありまして、世界の中で独特な通信方式に今なっているかもしれませんけれども、そこら辺は徹底的に使いこなすためにも逆にホワイトスペースのようなソフトウェアラジオとかコグニティブ無線とかいろんな技術が逆にどんどんいこうとしている。今、2008年で、4年、5年たって、そこの今おっしゃったようなここら辺が劇的に変

わる可能性もあろうかということで、研究者の間ではそこを一生懸命今やっているところなので すけれども、これは逆にハード・ソフト一体としてやる理由にもなろうかと思いますけれども、 逆にもなり得るのではないかという気がするのですけれども、そこら辺いかがでしょうか。

【塚田局長】 ホワイトスペースの有効活用ということですけれども、結論から申し上げますと、きちっと現地の調査を行わなければ様々な干渉があったりとかいろんなことが起こると考えております。先ほど申し上げましたけれど、面積比でいいますと、日本はアメリカと比べて放送で使用する周波数が50倍も稠密だというところは日米の電波事情の違いかと思います。例えば今回の地上デジタル化に際しても、大変電波事情が混み合っている日本で、アナログ周波数の変更対策を実施してまいりましたけれども、こういったこと、電波である種、引っ越しができたということも、これも電波を目一杯に運用していてはなかなか難しかったと思います。ということで、やはり最終的には周波数、地域、それから出力を特定した上で、周波数ごとにきちんと現地の調査をした上でなくては確定的なことは申し上げられないと思いますけれども、拙速に進めて干渉が現に発生して視聴者の方に多大なご迷惑をおかけすることのないようにしていただきたいと考えております。

【長谷部主査】 では、伊東委員、お願いします。

【伊東委員】 ハード・ソフトー体であるべき理由が、災害放送等への対応というだけではちょっと弱いなと思っておりましたので、私もお伺いしたかったのですが、技術開発を進展させるためには必要と言われますと、こちらの聞きたいところを先に押さえられてしまった感じがしております。それでは、別の点についてお伺いします。現在の地上デジタル放送ではOFDMという技術が使われていますので、連結送信すると、ガードバンドが要らなくなって、周波数の利用効率が向上します。現在、新しい技術的条件を検討しています携帯端末向けマルチメディア放送でも、できるだけ広い帯域を一つのハード事業者が使用した方が効率は良い。そういうことを考えますと、今の地上デジタル放送では、ほとんどの場合、同じタワーから一斉に送信しているわけですので、ハード事業者が一つになって、どこまでできるかわかりませんけれども、連結送信すれば、もっと使用帯域が広がるのではないかということも考えられると思うのですけれども、いかがでしょうか。先ほど、周波数の有効利用というお話もありましたので。

【塚田局長】 それでは、技術の者から答えさせていただきます。

【矢橋局長】 NHK技術局の矢橋でございます。今の先生のご質問についてですけれども、これは地上デジタルを最初に始めるときにそういうことで計画するとそういったメリットも非常にあったかと思うのですけれども、既に建設をしたあとで、そういうことを行うのには相当の経費もかかりますし、いろいろな困難もありますので、なかなかそれは効率的ではないと考えております。

【長谷部主査】 では、國領委員、お願いします。

【國領専門委員】 言わずもがなの確認になってしまうかもしれないのですけれども、ハード・ソフトの話ですけれども、「ハード・ソフト一体として行う事業も可能としておくことが重要」とお書きになっていらっしゃるということは、経営の意思決定としてそういう選択肢があるべきであるということで、規律的にハードの規律、ソフトの規律という整理になっていることを特に排除するものではないという文章の読み方と理解してよろしいですか。

【塚田局長】 私が申し上げましたのは、ハード・ソフト一体の事業として同一法人により提供したいという場合には、引き続き可能なのかといった点で発言をさせていただいております。 今、おっしゃるとおりであります。

【長谷部主査】 では、村上委員、お願いします。

【村上委員】 最後の「その他」のところで、新しい通信・放送融合時代の公共放送のあり方について、非常に力強いメッセージをいただいたのですけれども、以前、NHKでやりますインターネットに関連する事業については10億円とか40億円という事業総額の上限があると聞いたことがあるのですけれども、こういうことと今の融合の時代での公共放送のあり方の展開についてはどんなふうにお考えでいらっしゃいますか。

【塚田局長】 資料の最終ページでご紹介をさせていただいたNHKオンデマンドにつきましては、権利処理とか、ブロードバンドで提供するための経費がありますので、これは利用料金をいただくということで、有料という形で12月1日からスタートいたします。

一方で今、村上委員お話しのいわゆるNHKの受信料によるサービスにつきましては、これまでは10億円というめど、これを今回、視聴者、国民の意見を伺った上で40億円規模ということにしましたけれども、受信料を使わせていただきますので、こちらにつきましては視聴者のご理解をいただきつつ、どういう形が一番サービスとして適当なのかといった点に留意しまして進めていきたいと考えております。

【長谷部主査】 それでは、そろそろ予定された時間になりましたので、日本放送協会様との 意見交換はこのあたりにいたしたいと存じます。本日、日本放送協会様からちょうだいしたご意 見等につきましては、今後の議論に反映をさせてまいりたいと存じます。

本日は、お忙しい中ご参加いただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、6番目にご説明をお願いしております方をご紹介いたします。株式会社インフォシ ティ代表取締役、岩浪剛太様からご意見ちょうだいいたします。よろしくお願い申し上げます。

カ 株式会社インフォシティ

【岩浪代表取締役】 ご紹介いただきまして、ありがとうございます。また、本日発言の機会をいただき、まことにありがとうございます。

まず、私の会社は放送・通信関連のソフトウェアの開発とかインターネット、あるいはモバイルネットワーク上のコンテンツサービスを仕事としておりますので、基本的にこのコンテンツレイヤー、上位レイヤーの事業者ととらえていただきたいと思います。もう一つは、本当にうちの会社は零細企業ですので、本日この流れできて正直後悔しているのですけれども、本来は前回出るべきだったかなと。日程の都合で本日にずれ込んだということかと思っておりますので、一度ここで先生方、流れをリセットしていただいて、話を聞いていただければと思います。

私に問われているのは、コンテンツ規律について意見を述べよということだったのですけれど も、その前に全体に対する期待を申し上げたいと思います。まずは本件、この時期にというか、 今後に向けて通信と放送関連の法律を整理・再構成しようではないかということだと思いますが、 それに関しては大賛成でございます。

もう一つ、ついてはレイヤーごとに着目していろいろとルールを決めていこうではないかとい

うことについても基本的に賛成なわけですが、そう考えますと従来の、従来というか現行の通信、 あるいは放送関連法は、基本的には通信事業者さん、あるいは放送事業者さんを対象にしたルールだと思うんですね。

この後の時代を考えますと、コンテンツレイヤーを規定していただいているように、そういった放送・通信、あるいは通信事業者さんばかりでなく、いわゆるコンテンツ事業者、この場合のコンテンツ事業者というのも、例えば音楽とか映像サービスをしているという、いわゆる狭義のコンテンツ事業者ばかりでなくて、もう皆さんご承知のとおり、今どきはあらゆる産業というか事業者がインターネットを使って自らの商売をしているという意味で、広義のコンテンツサービスと考えますと、ほとんどの一般事業者が対象となるのかなと思います。

今まで2つのカテゴリーの事業者が対象だったのが、多くの一般事業者も含んだところが対象になるところがやはり大きな違いなのではないかと思っているわけです。立場としては上位の、いわゆる広義のコンテンツサービスの事業者に私は入るので、その立場からの発言ととらえていただきたいと思いますが、この設問に入る前に本件への期待を申し上げますと、新しい情報通信法が整備されたおかげで、まさに広義のコンテンツサービス、いわゆる一般事業者の事業が活性化して発展していくことになったと。ついては産業全体、社会全体が発展して、国民生活が豊かになりましたと。このようなことが最終目的であって、整理整頓自体は本来手段なのだろうと思っています。したがって、その最終目的のために、本件の議論をしていただくことに期待を申し上げます。

もう一点の期待としては、とりわけ上位レイヤーのビジネスはこの後、これは日本全体もそうかもしれませんが、どうやってもグローバルになっていくんだろうと思います。特にインターネット上のサービスは国境がありませんので、海外のところと、こう言ってはなんですけど戦うことになりますので、そのようなことも前にしてこの法律がちゃんと整備されたおかげで、例えば、非常に国際的な競争力もついたのだと、そういったことを期待したいと思っております。

そしてご質問の答えに入りますが、実に単純ですので先に申し上げますけど、コンテンツレイヤーの規律はなるべく少なくしていただきたいというのが、非常に簡単ではありますがお願いでございます。

設問に沿ってお答えすると、表現の自由というものについてはあまりどうこう言うつもりはないのですが、やはりこれは近代社会の基本だと思っております。

次は、メディアサービスの規律についてですが、先ほど僕が申し上げたようにコンテンツレイヤーが一般的な事業者のすべてのサービスと捉えた場合、これを規制対象とするのは適当ではないのではないかと思っております。本日この場では大変言いづらいのですが、規律を求める対象は、地上波放送だけでいいのではないかと思っています。

地上波放送サービスの定義については、いろいろと技術が進歩しており、IPも含めて様々な 再送信が可能になったり、放送サービス自体も例えば見逃し視聴サービスみたいなものが登場し ておりますので、これらも含めて地上放送サービスの一環だと捉えております。

次の2ページ目、「メディアサービスの区分」というところで、ここに答えとしても書きました けど、「特別メディアサービス」、「一般メディアサービス」及び「オープンメディアコンテンツ」 という区分について、これは僕の誤解かもしれませんが、いただいた資料から理解するところで は、社会的な影響力の程度によって区分をいろいろと分けているようにとらえたのですが、この 違いは程度の問題ではないのではないかと思っているわけです。

例えば、お隣にいらして何ですけど、NHKさんの映像番組の提供と、一般の企業が自社サイトで提供する映像、あるいはユーザーがWebに投稿した映像との間には程度の問題でなく本質が違うのではないかと思っているわけです。そもそも例えばNHKさんを代表とする放送事業者さんは、やはり国民の知りたいとか観たいとか、そういった要望にこたえることを、こう言ってはなんだけど、本来のミッションとされているのだろうと思います。ですから、それをやるためにいろいろと準備なども要るというお話で、それは国民の期待に答えるためのものだと思うんです。

一方で、僕は先ほど、規律を求める対象は地上波だけにすればいいのではないかと言ったのは、ことさら何か厳しくと言っているわけではなくて、今の放送法では、それほど詳しくはないですけど、放送に対する国民の期待としては、やはり放送局さんは公平、公正な内容で、例えば地震が来たらNHKをつけるみたいな迅速な報道、そういうようにやってくれるという期待が国民にあって、それに応える事業をしているのだと思います。それと比較して、例えばうちの会社がポコっとWebサイトに挙げるような映像サービスとでは、全くこれと同列の程度で比較して語れるものではないのではないかと。そもそもうちの会社や多くの一般事業者、ましてやユーザーなどは、提供するしないも含め自由なわけで、当然ですが提供の義務などもありません。したがって、これは程度の違いなどではなく、本質的な違いと捉えていただいたほうがいいのではないかと思っています。

これは通信の方でも言えることですので言っておきますと、放送事業者さんだったら、いわゆる放送番組サービス、一方、例えばNTTさんなり通信事業者さんの場合でしたら、今でいけば音声通話サービス、本当はちょっと電信などもあったのかもしれませんが、これを本来業務という言い方をするのが適当かどうかわかりませんが、その種のサービスに対しては既に長きにわたって国民の期待するところがあるのだと思います。それは例えば、絶対通信の中身は絶対見ませんよとか、先ほど言った放送だったら内容は公正中立なものですよとか。このようなサービスは少し本質的な区別をして検討していただいた方がいいのではないかと思っています。冒頭で申し上げましたように、レイヤーごとに捉えて競争法的に法体系を組んでいく、というお話は大賛成ですが、この点はちょっと違うのではないかと思っています。

次のページをめくっていただいて3ページ目、オープンメディアコンテンツに対する規律ということですが、このあたりはおそらく多くの人々が、報道などでいろいろと出ましたので、すごく気にしているところかと思っておりますけど、この部分に関してもこれを情報通信法の枠内でとらえるのは適当ではないのではないかと思っています。もちろん無法地帯でいいと言うつもりは全くありませんが。冒頭で言いましたように、僕が考える情報通信法に対する期待としては、何しろこの法律によって放送とか通信分野という土台がしっかりすると、それによって上位レイヤーのサービス、産業・経済全体が発展すると、そういった目的を主眼とするものだと考えていただきたいと思っておりますので、その他いろいろと社会からの要請、こう言ってはなんですけど、摩擦も出るのだと思うのですけど、それをそのまま全部この法律の中に入れるかどうかに関してちょっと疑問に思っているわけです。

次に、特にユーザー自身を情報通信法の対象とするのは大変疑問であると書いております。先ほど言いましたように、この法律はおそらく、放送事業者、通信事業者、そして今回は多くの一般事業者を対象としたものになるのでしょうけど、少なくともユーザーを縛る対象にすべきでないと思っています。もちろん、今やユーザーは一方的な消費者というわけではありませんので、様々な問題を抱えているということも僕も百も承知してります。しかし、先ほども申し上げたように今後どうやって国際競争力も含めて産業が発展していくのかといいますと、ユーザーの利用をいかに発生させるか、促すか、にかかっているんだと思います。特にインターネット上のビジネスでは、いち早くユーザーをつかんだ者が勝つのが鉄則ですので、何しろユーザーの利用を興し、促進することが重要なんだと思っています。

したがってユーザーを規制するというよりも、むしろ、先ほど申し上げた3プレイヤー、放送 事業者、通信事業者、一般事業者が、対エンドユーザーで、これこれこういうことはちゃんと守って事業しますよと。安心して自由に利用できますよといった約束事を定義するのだったら僕は 大賛成なのです。

次の違法・有害情報に対しても、今の意見と同じなのですけど、これをないがしろにしていいとは僕は全く思っておりません。しかし、違法・犯罪利用、あるいは有害・青少年対策というが1つ目。2つ目としては、例えば個人情報の保護対策。3つ目は著作権の保護。これらの3つはどれも非常に大切だと思っておりますので、ないがしろにするつもりは全くありません。そんな気はないのですが、これらの対策には比較的両刃の剣のようなところがあって、その取扱いを間違えると現実問題としてイノベーションを阻害しかねないと考えています。したがって、ここは慎重にご検討していただきたいと思っているわけです。

この問題に関してはそれぞれのところでおそらく一般的な法律ができているのだと思いますので、それらに対して情報通信法としてはどのように臨むのかと、主眼として情報通信による社会産業の発展を据えてどのような形でとり決めておくのがいいのかと。違法・有害対策だけこの法律に取り込むというのも僕は少しアンバランスなのではないかと思っております。

最後に、仮にこの法律内でもし対策を講じる場合になったとしても、ご留意していただきたい点があります。例えば違法・有害情報の提供主体、例えばインターネット上で本当に悪質なサービスをやっている事業者自体に徹底的にプレッシャーをかけたり、厳罰に処すというのは賛成なんですね。しかし、通信事業者さんとかISP事業者さんに、中身をちゃんとしろ、という責務を課すのは反対です。これは何故かといいますと、現在では通信事業者さんとかISP事業者さんも結局上位レイヤーのコンテンツサービスにまで進出されているわけですので、上位レイヤーにおいては純粋なコンテンツ事業者と事実上競っている状態となっております。ところが、もし、このような責務を課すと中身に関して、例えば通信事業者さんにOKをとらないと世に出られないという話になってしまうわけです。まあ、現に一部ではそうなっていますが。

つまり、こういったことで悪質なサービスを行う主体者に厳罰を処すのは全く問題がないのですが、、通信事業者さんとか I S P さんにその責務を課してしまうと、通信事業者さん、I S P さんが全く違うハードル、何て言うのですかね、ある意味ゲートキーパーになってしまって、自由なコンテンツサービス開発や公正な競争環境の担保などに相当よくない影響が出てしまうのではないかと思っております。

したがって、情報通信法ではそのようなことになってしまうのは本来の主旨に反してしまうのではないかと思いますので、どうしても情報通信法の枠内で違法・有害情報対策を捉える場合でも、通信事業者さんなどにコンテンツの中身に関する責務を課すという話にならないようにご検討いただきたいと思います。

これは最後に、ここには書いてない点なのですが、下位のプラットフォーム、あるいは伝送レイヤーに関して言っておきますと、技術的に見ても通信ネットワークそのものを保有しているプレイヤーは、やれることの能力が全く違うのだということをご検討の際に念頭に考慮していただきたいと思うのです。具体的に申し上げると、例えば、個別のユーザーの状態を、極端に言えばリアルタイムかつ的確に把握できるのは通信ネットワークを保有している者なわけです。そのような人が上位レイヤーに進出する場合、してもいいとは思いますが、その場合、純粋な上位レイヤーのみで商売する人と、本当に同じ競争条件で商売できるのかという話なんですね。そこにはやはり一定のルールがないと同一の競争条件にはならないのだと思うわけです。そのあたりをご検討の中に入れておいていただければと思います。

以上でございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 では、村上委員、お願いします。

【村上委員】 最後の3ページ、「「オープンメディアコンテンツ」に関する規律」というところなのですけれども、ユーザー自身を規制対象にするのは疑問であるということなのですけれども、まさに上に引用されていますことは、決してユーザーを規制対象にしようというメッセージではないと思うのですね。プロバイダの責任を制限する範囲を広げることは妥当かどうかということなのです。ですから、コンテンツ、特にオープンメディアということになりますと、これがコンテンツ全体に対して何かするようなイメージになりがちなのですけれども、この上の①で言っていることは極めて限定した範囲のことを言っていまして、まさにその目的は岩浪さんが言われたように、コンテンツの世界でもっと自由な、問題になるものは厳しく峻別するけど、もっと自由なビジネスができる世界はどうやってつくれるのだろうか、という問題意識に立っているということでは、おそらく同じスタンスなのではないかと思っていますが、いかがでしょうか。

【岩浪代表取締役】 今村上さんがおっしゃるとおりだと思います。僕もプロバイダ責任制限法、この質問に「◆」4つで答えましたけど、実際にこの質問に対する答えはこの4つ目だけです。その上の3つについては、インターネット上も含む世間一般でものすごく心配する論議がでておりましたので、その延長も含めて改めてよもやという気持ちで申し上げました。趣旨としては今、村上さんのご発言どおりというか、全く賛成でございます。

【長谷部主査】 それでは、そろそろ予定の時間になってしまいましたので、株式会社インフォシティ様との意見交換はこのあたりにいたしたいと存じます。本日、インフォシティ様からちょうだいしたご意見等は、今後の議論の中で反映させてまいりたいと存じます。

本日は、お忙しい中ご参加いただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、本日、最後にご説明をお願いしております方をご紹介いたします。在日米国商工会議所理事、マイクロソフト株式会社業務執行役員法務・政策企画統括本部政策企画本部長、ジェイムス J. フォスター様からご意見をちょうだいいたします。よろしくお願い申し上げます。

キ 在日米国商工会議所

【フォスター理事】 グッドアフタヌーン。これ以上、英語は話しませんのでご安心してください。在日米国商工会議所(ACCJ)のICT担当理事のフォスターでございます。本来、ACCJのインターネット・エコノミータスクフォースの委員長である杉原佳尭さんがいらっしゃる予定でしたが、彼は健康上の理由で欠席させていただきます。私が彼の代理を務めてまいります。私、昨日シアトルから帰ってまいりましたので、頭と口の間で時々接続が切断されるかもしれませんが、ご了承していただきたいと思います。

今日、私、インフォシティ様の話を聞いておりまして、本当にうれしくなりました。私、前回ばかりではなくて、前々回に行ったほうがよかったかもしれないです。というのは、ACCJの観点から考えているコンテンツ、またACCJの観点から考えているインターネットは先ほどの話に限定されていないからです。杉原さんはインターネット・エコノミーのタスクフォースの委員長です。つまり、インターネットとエコノミーは深い関連があります。コンテンツは映像と音楽ばかりではありません。コンテンツはビジネスそのものです。そうするとますますインターネットは情報交換の場だけではなくてビジネスの市場になります。そういう意味で規制を考えることに当たって経済に対してどの規制を加えるべきか、その観点から慎重に考える必要性がある。特に今の経済危機を考えたならば、経済危機の最大の救命対策はおそらくインターネット・エコノミーになるのではないでしょうか。日本の国際的競争力の観点から考えましても、インターネット規制を考えるに当たって、これが日本の経済にどのような影響を及ぼすか、技術革新にどう影響するか、そういう観点から考えなければならないと思います。

今から少し話は堅苦しくなると思いますが、課題に入りたいと思います。幾つかの観点から、 通信と放送融合法についてコメントさせていただきたいと思います。

最初は総合的な法体系全般について。ACCJは通信・放送の総合的な法体系に関する委員会における議論の推移を注視しております。特にインフラや電波などを持つ寡占的事業者により、市場が非競争的環境となっていかないように考慮する必要があります。つまり、競争政策の観点からインターネット規制を考えなければならない。これはコンテンツを含むのです。コンテンツは映像と音楽ばかりではないです。ビジネスそのものです。

技術革新により市場における通信と放送の融合がますます進展し、現行法で規定されていない新しいビジネスモデルの台頭や競争環境の変化が顕在化してきていますが、新しい法体系がこのようなビジネスモデルや競争環境を阻害するものであってはならないとACCJは考えております。

また、技術やビジネスモデルの急速な融合により、新しい法体系ができたとしても、それが市場の急激的な変化に十分対応できるか多少不安があります。

さらに新しい法体系は、技術中立であるべきで、特定の技術を奨励するものであってはならない。

このような理由から、当該委員会において、総合的な法体系及び法的枠組みの在り方と規制との関係について、多角的にかつ慎重に議論していただきたいと思います。

次、総合的な法体系と適正な法的枠組みの在り方。通信事業者及び放送事業者は、その公益性

の観点と事業に必要なインフラへの継続した投資を確保するため、各国において厳しく規制の対象とされてきた。今後、インフラと電波に対する規制と投資、そして開放について、速やかに議論を始めるべきだと考える。

今、通信業界と放送業界の融合とそれら基幹事業者によるサービスとコンテンツ領域への進出 により、事業者から消費者に直接届く様々なサービスが生まれてきています。と同時に、これら の基幹事業者は、今まで持っていない全く新しい次元の競争力を持ち始めている。

ACCJは、今まで、市場の変化を反映し促進するような新しい法的枠組みの必要性について、 原則的に賛同を表明してきました。私たちは、新しい法体系が活力があり、健全なICT分野の 発展に寄与してほしいと願っており、特にインターネットの健全な発展に向けてはその意を強く しています。

一方で、当該委員会で検討されている総合的な法律を目指すアプローチについては、数々の克服しなければならない難しさを感じているところでもあります。

次は中間論点整理についてです。当該委員会の中間論点整理では、寡占的電気通信事業者及び主要放送事業者における垂直統合型構造を見直し、4つのレイヤーにおける競争促進を目指した水平分業型体系を提唱している、つまりコンテンツ、プラットフォーム、伝送サービス、伝送設備と理解しています。

中間論点整理は十分な議論を反映し策定されたものと理解しています。しかしながら、ACC Jとしてはこうした市場構造の再定義だけで、レイヤー内又はレイヤー間の競争促進を図ることができるのか。さらに、新たなルールだけで、市場におけるタイミングかつ急速な技術革新やビジネスの変化に効果的に対応できるでしょうか。

さらに、研究会報告において実現すべき基本理念とされる「情報の自由な流通」、「ユニバーサルサービスの保障」及び「情報通信ネットワークの安全性・信頼性の確保」については、対象が広範囲であることから、どのようにして総合的な法体系で実現するのか、現行の一般法との整合性はどのようにとるのか、注視しているところでもあります。

インターネットに係る法的枠組みの基本的な考え方。インターネットの新しい法体系については、レイヤー構造による規制が、インターネットの持つ有機的なつながり、つまりオーガニックコネクションを阻害しないよう、多様なサービスへの対応は引き続き市場原理に委ねることが、インターネットの更なる発展とイノベーションの促進に寄与するものと考えています。

新しい法的枠組みを実施するにあたり、政府に望むべき主たる役割は、伝送インフラに関しては、オープンかつ適切な条件でのアクセスを確保すること。一方、プラットフォーム及びコンテンツ分野については、既存の競争政策の適正な運用により市場競争を維持することが可能と考えています。

コンテンツ規律について。コンテンツ規律については、著作権保護の側面と違法・有害情報から利用者を適切に保護するという2つの側面があり、それぞれ検討されるべきと考えます。

いずれの事項も国内において様々な議論がなされているところでありますが、特に著作権保護においては「フェアユース」、違法・有害情報規制については「フィルタリング」についての関心が高まっていると認識しています。

ACC」は議論の推移を注視しており、様々な角度から検討しています。

最後に、規律の国際化について。ACCJは、通信・放送の総合的な法体系の議論において、 今回の機会が与えられたことを喜んでおります。また、今後も継続的に総務省及び当該委員会と 意見交換の機会が与えられることを希望しています。

インターネットは基本的にグローバルなものであり、日本における新たな規制が次の技術革新 やビジネスモデルの創出を阻むものであれば、利用者は良質なサービスを求めて国外へ流出し、 結果的に日本の競争力低下を招く恐れがあると考えています。

こうした観点から、新たな法体系を検討するに当たっては、市場原理に基づいたオープンかつ 柔軟な枠組みであると同時に、国際的な動向と整合性のとれたものであるべきと考えています。

ACCJでは、来春を目指して「インターネット・エコノミー白書」を作成中であり、同白書では、現在世界規模で進展しているインターネット・エコノミーにおいて中心的な役割を担う多国籍企業の経験を踏まえ、日本の様々な課題に対する提言を取りまとめる予定です。

ご静聴ありがとうございました。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。

それでは、意見交換に移りたいと存じます。ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 根岸委員、お願いします。

【根岸委員】 ご提言としては、「インターネットに係る法的枠組みの基本的考え方」というところがありまして、その2番目のところに「新しい法的枠組みを実施するにあたり政府に望むべき主たる役割は、伝送インフラに関しては、オープン且つ適切な条件でのアクセスを確保すること。一方、プラットフォーム及びコンテンツ分野については、既存の競争政策の適正な運用により市場競争を維持することが可能」、これがおっしゃった一番基本的な考え方のように思いましたが、最初、要するに競争政策の観点が非常に重要だとおっしゃったと思いますが、そうしますと、伝送インフラについては規制をやってアクセスを十分確保するということなのだけれども、それ以外のところは基本的に自由に任せると考えておられるということなのでしょうか。

【フォスター理事】 ACCJの考え方は、おそらく日本放送協会に近いと思います。つまり、プラットフォームはハードで、コンテンツはソフトです。その組合せは様々です。そういう意味で、私、先に申し上げましたようにコンテンツの定義はなかなか難しいです。医療の記録、航空会社の予定表、映画、音楽はみんなコンテンツなのです。会社のウェブサイト、子供のブログに載せれば、また違ったようなものになり、組合せによってコンテンツが変化しますので、コンテンツは日本版、また日本のコピーライト(著作権)はありません。日本のインターネットが普及すればするほど日本は競争力を低下し、やはり世界的な現象に遅れをとるのです。やはりインターネットは国際的、インターナショナル、グローバルなのです。日本が独自の規制、独自のやり方でインターネットを規制しようとすることは、これが海の波を止めようとするのと同じようなものだと私たちは考えております。

【長谷部主査】 では、村上委員、お願いいたします。

【村上委員】 今ご発表いただいた内容といいますか、目的としておられることは、全く今回 の法体系をどう変えていくかという取組の問題意識と寸分たがわないものだと思っております。 今は9つの法律が、通信と放送という、ICTの中では狭い分野において、入り乱れています。 バックグラウンドも違うし、できあがってきた背景も違うものが一緒になって規律しているのを、

何とかもっとダイナミックな産業構造ができるような、国際的にも通用するようなものにならないだろうかというのが基本的な問題意識です。このお書きになったところについてはおそらく基本的な問題意識では全く同じだということを一つ申し上げておきたいと思います。その中で一つだけ申し上げたいのですが、「中間論点整理について」というところの最初の「・」のところに、「4つのレイヤーにおける競争促進を目指した水平分業型法体系を提唱していると理解しています」とあるのですけれども、我々、レイヤー型法体系ということは言ったことはあるのですけれども、一度も水平分業型であると言ったことはないのですね。ですから、ここはもし、このような取組が、水平分業しか方向づけしないようなものに向かっているとお考えなのだとすれば、これは誤解だと思いますので、私どもの検討アジェンダ(案)と研究会の報告書を再度ご検討いただければと思います。

言わずもがなかもしれませんが、インターネット白書をつくられるということなのでひとつお願いですが、国際的に、コンテンツがどんどんグローバルにつながっていくと、日本のコンテンツがどこかのサーバーの中で管理されているという状況がどんどん増えてきているのですが、そういう中で例えば日本のコンテンツがナショナルパトリオットアクトの対象になるようなことになるかもしれないということを、グローバルなコンテンツ規制という面で日本の事業者の中に懸念が出ているということもございますので、この白書の中ではぜひそういう側面についても扱っていただければと思います。

【フォスター理事】 ありがとうございました。ACCJのインターネット・エコノミー自書について、一言申し上げます。今、約20社、アップル、クアルコム、NBCユニバーサル、タイム・ワーナー、ペイパル、eBay、デル、IBM、グーグルなどが参加して、日本の市場において健全なインターネット・エコノミーを発展させるために国際企業の観点からどのように貢献できるか考えております。考えてみましたら、日本とアメリカが世界においてIT分野だけではなくて、特にインターネットにおいて世界をリードしているわけです。そういう意味でアメリカと日本の間でインターネットに対する法体系、インターネットに対するビジネスプラクティスを調和できれば、また新しい枠組みをつくることにあたって協力できれば、やはり日米の間でより統合した、より強い経済的な連携をつくるだけではなくて、やはり世界的にもインターネットガバナンスの面において積極的な貢献ができる。私たちはその観点からこの勉強をしておりますし、できれば来年の3月までにこのレポートを提供させていただきたいと思います。しかし、言うまでもなくこの委員会と同じように多国籍企業の中でコンセンサスづくりは大変難しいことです。

(3) 次回会合、閉会

【長谷部主査】 それでは、そろそろ予定された時間になりましたので、在日米国商工会議所様との意見交換はこのあたりにいたしたいと存じます。本日、在日米国商工会議所様からちょうだいいたしました意見等は、今後の議論の中に反映をさせてまいりたいと存じます。

本日は、お忙しい中ご参加いただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、ほかに特にないようでしたら、本日の審議、もう予定された時刻になっております ので、終了させていただければと存じます。 次回、第11回の会合になりますが、これは今まで実施いたしましたヒアリング等を踏まえた議論を行いたいと存じます。開催日時は、12月19日金曜日の15時からということで調整をしていただいております。

最後に事務局から何かございますでしょうか。

【秋本融合戦略企画官】 場所につきましては、決まり次第またご連絡させていただきます。 よろしくお願いいたします。

【長谷部主査】 それでは、これをもちまして、「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会(第10回)」を閉会いたします。本日は、貴重なご議論をどうもありがとうございました。

以 上